

令和2年5月3日

保護者様

下郷町立檜原小学校長 酒井 健

臨時休業の期間延長のお知らせ

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。皆様には日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全国に出されていた「緊急事態宣言」により、本町では5月10（日）までを臨時休業期間とし、町内小中学校が休校となっております。

しかし、国の「緊急事態宣言」が延長されること、そして今だ終息の兆しが見えないことから、子どもたちの安全・安心を第一に考え、感染拡大防止のために、町内小中学校の臨時休業の期間を5月31日（日）まで延長することとしましたのでお知らせいたします。

子どもたちや保護者の皆様には、休業が長期化していることによる学習の遅れ、生活習慣の乱れ、御家庭での過ごし方など、御心配なことも多いかと思いますが、お子様の安全・安心のため、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業の延長期間

<これまでの臨時休業期間> 令和2年4月22日（水）～5月10日（日）

<学校がお休みの延長期間>

令和2年5月11日（月）～5月31日（日） までの21日間

◇ 臨時休業の延長期間に、登校日が3日あります。 ※毎週水曜日

5月13日（水）、5月20日（水）、5月27日（水）

- ☞ いつも通り登校。12時前に下校予定。
- ☞ 弁当を持参する必要ありません。
- ☞ この3回の登校日は、児童預かり所は開設しません。



※詳細は、登校日の前日までに連絡メールでお知らせいたします。

2 休業期間の延長に伴う児童の家庭学習への支援

- (1) 登校日の時に
 - ☞ 「学習状況確認（課題提出・新たな学習プリント配付）」
 - ☞ 「1週間の学習計画づくり：マイプログラム（時間割作成）」
- (2) 学習動画配信 ☞ ホームページに、各学年の学習動画を掲載。
※ 子どもたちの家庭学習がより一層充実できるように、先生方で準備中。

3 保護者の皆様へのお願い

- (1) お子様の安全・安心、そして感染防止のための緊急措置です。不要不急の外出等は極力避けていただくよう重ねてお願いします。
- (2) 手洗いやうがい、マスクの着用、部屋の換気など、健康管理に十分に御配慮ください。
- (3) 免疫力を高めるため、規則正しい生活とバランスの良い食事、十分な睡眠をとらせてください。
- (4) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が続いている場合、倦怠感や咳が長引いている場合には、かかりつけ等の専門医に相談してください。（症状が分かりましたら、学校にご連絡を。）

4 その他

- (1) 臨時休業に伴う休校期間がさらに延長される場合、そして3回の休校日前には、登校日の御連絡を連絡メール等で配信させていただきます。
- (2) 各担任より、お子さんの健康状態の確認を電話連絡にて適宜取らせていただきます。

（ 担当：教頭 児島 敦 電話67-4000 ）